

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月1日
【届出者の氏名又は名称】	ギブソン・ホールディングス・インク (Gibson Holdings, Inc.)
【届出者の住所又は所在地】	アメリカ合衆国 19808 デラウェア州、ニュー・キャッスル郡、ウィルミン グトン、スイート400、2711センターヴィル・ロード (2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, New Castle County, Delaware 19808 U.S.A)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 角谷 仁之
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー28F ベーカー & マッケンジー法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 谷田部 耕介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ギブソン・ホールディングス・インク(Gibson Holdings, Inc.)をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ティアック株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注9) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

ティアック株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は平成24年11月に米国デラウェア州法に準拠して設立された、本書提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を通じて対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の取得及び保有を目的とする法人であり、本書提出日現在、ギブソン・ホールディングス 2・インク（Gibson Holdings 2, Inc.）（以下「GH2」といいます。）の間接所有の子会社です。GH2は、平成24年11月に米国デラウェア州法に準拠して設立された、ギブソン・ギター・コープ（Gibson Guitar Corp.）（以下「GGC社」といい、同社を中心とするグループ（GH2及び公開買付者を含む。）を「ギブソン・グループ」といいます。）及びギブソン・グループの会社の株式の保有を目的とする法人です。また、GH2の直接所有の子会社であるGGC社は1985年に米国デラウェア州法に準拠して設立された法人で、業務用音響機器やその付属製品のみならずアコースティック・ギター、エレクトリック・ギターをはじめとする高品質の楽器の製造・販売をしており、米国テネシー州ナッシュビルにその本社を有しております。

公開買付者は、平成25年3月29日に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者株式のうち、フェニックス・キャピタル株式会社（以下「フェニックス」といいます。）を業務執行組合員とする対象者の筆頭株主であるフェニックス・キャピタル・パートナーズ・ワン投資事業組合（以下「フェニックスファンド1」といいます。）が保有する対象者株式142,931,000株（対象者が平成25年2月8日に提出した第65期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（289,317,134株）から、対象者が平成25年1月31日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数（981,511株）を除く株式数（288,335,623株）に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして49.57%（小数点以下第三位四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））及び同じくフェニックスを業務執行組合員とする対象者の第3位株主であるジャパン・リカバリー・ファンド（以下「フェニックスファンド2」といいます。）が保有する対象者株式14,516,000株（保有割合にして5.03%）の合計157,447,000株（保有割合にして54.61%、以下「フェニックス保有株式」といいます。）を取得することにより対象者を連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けは、公開買付者がフェニックス保有株式の全部（157,447,000株、保有割合にして54.61%）を取得した場合、公開買付者の買付け等の後における対象者の株券等に係る株券等所有割合が3分の1を超える場合に該当することになるため、法第27条の2第1項第2号の要求するところに従い、実施されるものです。

公開買付者は、後記「(3)本公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」記載のとおり、平成25年3月29日付で、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2との間で、後記「(3)本公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」の「ロ 応募の前提条件」記載の前提条件を充足又は放棄した場合には、フェニックスファンド1が応募時点で保有する対象者株式の全部(142,931,000株、保有割合にして49.57%)及びフェニックスファンド2が応募時点で保有する対象者株式の全部(14,516,000株、保有割合にして5.03%)について、それぞれ本公開買付けに応募する旨の応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しています。本公開買付けにおける対象者株式の買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)である1株当たり31円は、本応募契約の相手方であるフェニックスファンド1及びフェニックスファンド2との協議・交渉を経て決定した価格であり、本公開買付けの実施を公開買付者が決定した日の前営業日である平成25年3月28日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における普通取引終値56円に対して44.64%(小数点以下第三位四捨五入、以下、ディスカウント率の計算において同じです。)、平成25年3月28日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値56円(小数点以下四捨五入、以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じです。)に対して44.64%、平成25年3月28日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値54円に対して42.59%、平成25年3月28日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値41円に対して24.39%のディスカウントを行った金額となります。

また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年3月29日の東京証券取引所市場第一部における普通取引終値58円に対して46.55%のディスカウントを行った金額となります。

公開買付者は、対象者を連結子会社とすることを目的としていることから、後記「4.買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(3)買付予定の株券等の数」記載のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をフェニックス保有株式と同数である157,447,000株(保有割合にして54.61%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。すなわち、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をフェニックス保有株式の数と同数である157,447,000株(保有割合にして54.61%)としており、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2が本公開買付けに応募しない場合には、その他の株主の皆様に応募状況によらず、応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなります。

また、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けの買付予定数の上限を157,500,000株(保有割合にして54.62%)としております。応募株券等の総数が157,500,000株を超える場合には、公開買付者はその超える部分の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

また、GGC社、公開買付者及び対象者は、後記「(3)本公開買付けに係る重要な合意」の「本資本業務提携契約」記載のとおり、平成25年3月29日付で、取締役の派遣及び重要事項の協議方法等を含む資本・業務提携について定める提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結しました。

なお、対象者が平成25年3月29日に公表した「ギブソン・ギター・コープ及びギブソン・ホールディングス・インクとの資本・業務提携契約締結並びにギブソン・ホールディングス・インクによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、GH2、GGC社、公開買付者、対象者、フェニックス、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について法的助言を受けながら慎重に協議、検討の上、本公開買付けにより公開買付者がフェニックス保有株式を取得し、対象者が公開買付者の連結子会社となることは、短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、長期的な視点での事業運営が可能となり、対象者の経営安定に資すること、GGC社及び公開買付者との間で本資本業務提携契約を締結することによって、GGC社との業務提携関係に加え、ギブソン・グループに属する公開買付者の連結子会社となることを通じて、ギブソン・グループと強固の提携関係を構築できること等に鑑みると、対象者の事業基盤とブランド価値の強化及び事業拡大による企業価値の向上に資すると判断するとともに、対象者が公開買付者の連結子会社になった場合でも、公開買付者は対象者の普通株式の東京証券取引所第一部における上場を維持することを企図しており、本公開買付けにおいて、本公開買付けの買付予定数の上限が54.62%に抑えられていること、及び、対象者のすべての株主の利益のために企業価値を最大化させることを目的として対象者の経営が行われる方針であることについて、本資本業務提携契約において確認されており、対象者の公開買付者以外の株主の利益保護及びすべてのステークホルダーにも配慮した経営を行うことが可能と判断し、平成25年3月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及びGGC社、公開買付者及び対象者との間で本資本業務提携契約を締結することを、審議及び決議に参加した取締役5名全員の一致により、決議したとのことです（なお、対象者によれば、対象者の取締役は合計8名であるところ、そのうち、三村智彦氏、前野龍三氏及び大脳宗徳氏については、後記「（4）利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の理由により、かかる対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。）。

なお、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付価格が対象者株式の直近の市場価格より一定のディスカウントを行った価格であることに加え、本公開買付価格が、公開買付者、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2との間で決定されたものであること、後記「（6）上場廃止の有無」に記載のとおり、本公開買付けによっても対象者株式の東京証券取引所市場第一部における上場は維持される見込みであることを総合的に勘案し、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることが望ましいと判断し、その旨を審議及び決議に参加した取締役5名全員の一致により、決議したとのことです（なお、対象者によれば、三村智彦氏、前野龍三氏及び大脳宗徳氏については、後記「（4）利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の理由により、かかる対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。）。

また、上記の平成25年3月29日開催の対象者取締役会には、対象者の監査役2名（うち1名は社外監査役）が出席しており、いずれも上記の対象者の取締役会における決議事項（すなわち、本公開買付けについて、賛同の意見を表明する旨、及び本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、対象者株式について本公開買付けに応募するか否かは、それぞれ株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議）について異議がない旨の意見を述べているとのことです（なお、対象者によれば、平岡繁氏については、後記「（4）利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の理由により、かかる対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には出席していないとのことです。）。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、昭和28年8月に録音・再生電気音響機器の製造・販売を主たる事業として設立され、設立以来、「記録・再生技術」を強みとして、一般AV機器の「TEAC(ティアック)」ブランド製品や高級AV機器の「ESOTERIC(エソテリック)」ブランド製品、音楽制作オーディオ機器「TASCAM(タスカム)」ブランド製品の音響機器事業、航空機搭載用記録再生機器、計測機器、医用画像記録機器、光ディスクドライブ等からなる情報機器事業を展開しており、近年は主力事業である音楽制作オーディオ機器「TASCAM(タスカム)」ブランドの更なる成長加速を図っております。

これに対し、米国の楽器メーカーであるGGC社は、1894年の創業以来業務用音響機器やその付属製品のみならずアコースティック・ギター、エレクトリック・ギターをはじめとする高品質の楽器の製造・販売をしており、その製造技術、そしてGGC社の技術を集結して作られた楽器等は世界のミュージシャンに評価されており、ギブソン・グループのブランドである「GIBSON」「EPIPHONE」「MAESTRO」「KRAMER」「STEINBERGER」「SLINGERLAND」「TOBIAS」「FLATIRON」「DOBRO」「BALDWIN」「STANTON」「CERWIN-VEGA!」及び「KRK」は世界中の音楽愛好者に浸透しております。

このような状況において、ギブソン・グループは、平成24年9月にフェニックスからの提案を受けて、フェニックスとの間で、フェニックスが業務執行組合員であるフェニックスファンド1及びフェニックスファンド2の保有株式をギブソン・グループに対して譲渡することについて協議を開始いたしました。その後、ギブソン・グループに属する当社とフェニックスは、フェニックス保有株式の買取りについて協議・交渉を進めた結果、平成25年3月29日、当社とフェニックスファンド1及びフェニックスファンド2は、譲渡金額等の主要条件において合意し、本応募契約を締結することとなりました。

他方で、GGC社及び対象者は、GGC社の楽器製品の製造販売事業と対象者の音響機器事業との間の相乗効果の発揮を意図した業務提携に関する協議を開始いたしました。かかる検討の過程において、GGC社及び対象者は、GGC社による対象者の施設の視察及び複数回の協議を重ねた結果、GGC社及び対象者にて、販売、製品開発、サプライチェーンの統合等における連携を行うことにより両者の企業価値を最大化させることが可能であり、そのためにはGGC社と対象者の間の業務提携を行うとともに、対象者が、ギブソン・グループに属する当社の連結子会社となることにより、ギブソン・グループ及び対象者との間において資本提携関係を構築することが望ましいとの認識で一致したことから、当社は、平成25年3月29日に、GGC社及び対象者と本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けを実行することを決定しました。

当社は、本公開買付けの成立後、平成25年6月に開催予定の対象者の定時株主総会に先立ち、2名以上の対象者の取締役を指名する予定です。また、フェニックスの取締役を兼任している対象者の取締役である三村智彦氏及び前野龍三氏は、本公開買付けの成立後、退任する予定とのことであり、フェニックスの常勤監査役を兼任している対象者の監査役である平岡繁氏は、平成25年6月に開催予定の対象者の定時株主総会後に退任する予定とのことです。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意

本応募契約

当社は、本公開買付けにあたり、平成25年3月29日付で、フェニックスファンド1（保有株式数：142,931,000株、保有割合：49.57%）及びフェニックスファンド2（保有株式数：14,516,000株、保有割合：5.03%）との間で、フェニックス保有株式の全部を本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約をそれぞれ締結いたしました。本公開買付価格は、本応募契約における合意価格と同一ですが、その詳細は、下記「イ 本公開買付価格」のとおりです。また、本応募契約における応募の前提条件は、下記「ロ 応募の前提条件」に記載のとおりです。

イ 本公開買付価格

公開買付者は、本公開買付価格について、本公開買付けの実施を公開買付者が決定した日の前営業日である平成25年3月28日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における普通取引終値56円を基準として、平成25年3月28日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の市場価格（いずれも普通取引終値の単純平均値で56円、54円及び41円）の推移も勘案して、フェニックスとの間で協議・交渉を行い、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2との間で、本応募契約において本公開買付価格を1株31円とすることに合意し、当該金額を本公開買付価格にしました。

なお、本公開買付価格の算定にあたり、第三者機関の株式価値算定書は取得しておりません。

本公開買付価格である1株31円は、本公開買付けの実施を公開買付者が決定した日の前営業日である平成25年3月28日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における普通取引終値56円に対して44.64%、平成25年3月28日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値56円に対して44.64%、平成25年3月28日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値54円に対して42.59%、平成25年3月28日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値41円に対して24.39%のディスカウントを行った金額となります。

また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年3月29日の東京証券取引所市場第一部における普通取引終値58円に対して46.55%のディスカウントを行った金額となります。

ロ 応募の前提条件

フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2による本公開買付けへの応募は、当社の表明及び保証（(i)設立の適法性及び存続の有効性、(ii)本応募契約の締結及び履行に必要な権限の存在並びに必要な手続の履践、(iii)本応募契約上の義務の法的拘束力及び強制執行可能性、(iv)本応募契約の締結及び履行に必要とされる司法・行政機関等からの許認可等の取得、(v)本応募契約の締結及び履行の法令、当社の定款及び社内規則及び当社が当事者となっている契約等との抵触の不存在並びに(vi)フェニックス保有株式の転売予定の不存在）が重要な点において真実かつ正確であること、当社の義務（公開買付けを実施する義務及び守秘義務）の重大な違反が存在しないこと、当社が、フェニックス保有株式の取得が対内直接投資等（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、その後の改正を含み、以下「外為法」といいます。）に定義される意味を有する。）に該当することに関連して財務大臣及び事業所管大臣に対し提出することを要する外為法第27条第1項に基づく事前届出を完了しており、何らの延長及び変更又は中止の勧告がなされることなくフェニックス保有株式の取得のための不作為期間が満了していること、対象者による賛同意見表明の取締役会決議がなされ維持されていること、本公開買付けを禁止し、又は制限することを求める裁判所又は行政機関の判決等がないことを前提条件としており、これらの前提条件が充足されなかった場合には、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2は、対象者株式に応募する義務を負いません（ただし、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2は、これらの前提条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできます。）。

本資本業務提携契約

GGC社、当社及び対象者は、経営上のノウハウや資源を共有し、当事者間の提携を通じて国際競争力を向上させることにより、各当事者の企業価値を最大化させることを目的として、平成25年3月29日付で大要以下の内容の本資本業務提携契約を締結いたしました。公開買付者は、対象者株式について、現時点で東京証券取引所市場第一部における上場を維持する方針であり、対象者の株主の利益に資するため、対象者の企業価値を最大化することを目的として、対象者の経営が行われる方針であります。

イ 対象者の賛同等

対象者は、本公開買付けの開始が決定された場合、本公開買付けに賛同し（但し、本公開買付け価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることができる。）、当該賛同意見を公表するものとし、これを撤回又は変更しない。

ロ 業務提携

GGC社と対象者の主な提携内容は以下のとおりであり、その具体的内容は両者間で協議・検討を行うものとする。

- (イ) 販売の拡大に向けた両者の販売チャンネルの相互利用による世界的規模の販売活動に関する協力
- (ロ) 両者の成長に向けたアジア市場における販売の拡大に関する協力
- (ハ) 楽器、音楽制作オーディオ機器、一般AV機器、アプリケーションソフトのすべてが融合された製品群の共同開発
- (ニ) 両者のグローバルサプライチェーンの統合による効率化、収益率の向上

ハ 役員の派遣、重要事項等の協議方法

- (イ) 公開買付者は、本公開買付けが成立することを条件として、本公開買付けの期間満了日以降、2名以上の者（以下「公開買付者の指名者」といいます。）を、対象者の取締役候補者として指名することができる。但し、GGC社、公開買付者及び対象者は、対象者の全株主の利益に資するために対象者の企業価値を向上させることを考慮し、公開買付者の指名者の適切な人数について協議を行うとともに、適用法令に基づき対象者の取締役会の成立に必要な取締役の人数の配慮について協議を行う。
- (ロ) 対象者は、平成25年6月に開催予定の定時株主総会において、公開買付者の指名者を候補者とする取締役選任議案を上程するものとする。
- (ハ) 対象者は、定款の変更や新株発行等の一定の重要事項に関する提案を取締役に提出する前に、公開買付者の指名者に対して事前に通知を行い、協議を行う義務を負う。また、対象者は、対象者及びその関係会社の重要な業務決定等に関する提案を取締役会又は株主総会に提出する前に公開買付者の指名者と事前に協議するよう最善の努力をする。
- (ニ) 公開買付者の有する対象者株式の議決権が総議決権の3分の1を下回った場合には、対象者、GGC社及び公開買付者は、その後の公開買付者の対象者株式の保有状況に従い、本八「役員の派遣、重要事項等の協議方法」の(イ)乃至(ハ)の取扱いの見直しについて、協議を行う。

二 契約期間、終了事由

- (イ) 本公開買付けが平成25年4月30日までに開始されないときは、対象者、GGC社及び公開買付者が延期について合意しない限り、本資本業務提携契約は効力を失う。また、本公開買付けが平成25年6月7日までに成立しない場合には、対象者、GGC社及び公開買付者が延期について合意しない限り、本資本業務提携契約は直ちに終了する。
- (ロ) 当事者が、本資本業務提携契約に定められた表明保証又は義務について重大な違反をしたと判断された場合、又は悪意のある行為をした場合において、他の当事者（以下本資本業務提携契約の記載において「他方当事者」といいます。）から書面による通知を受けたにもかかわらず、相当期間内にこのような状況を是正しない場合には、他方当事者は、本資本業務提携契約を解除することができる。但し、いずれの当事者も、上記(イ)の場合を除き、本公開買付けの開始後には、本資本業務提携契約を解除することはできない。

(4) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下の内容の本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年3月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて、慎重に協議、検討した結果、本公開買付けにより公開買付者がフェニックス保有株式を取得し、対象者が公開買付者の連結子会社となることは、短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、長期的な視点での事業運営が可能となり、対象者の経営安定に資すること、GGC社及び公開買付者との間で本資本業務提携契約を締結することによって、GGC社との業務提携に加え、ギブソン・グループに属する公開買付者の連結子会社となることを通じて、ギブソン・グループと強固な提携関係を構築できること等に鑑みると、対象者の事業基盤とブランド価値の強化及び事業拡大による企業価値の向上に資すると判断するとともに、対象者が公開買付者の連結子会社になった場合でも、公開買付者は対象者の普通株式の東京証券取引所第一部における上場を維持することを企図しており、本公開買付けにおいて、本公開買付けの買付予定数の上限が54.62%に抑えられていること、及び、対象者のすべての株主の利益のために企業価値を最大化させることを目的として対象者の経営が行われる方針であることについて、本資本業務提携契約において確認されており、対象者の公開買付者以外の株主の利益保護及びすべてのステークホルダーにも配慮した経営を行うことが可能と判断し、平成25年3月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及びGGC社、公開買付者及び対象者との間で本資本業務提携契約を締結することを、審議及び決議に参加した取締役5名全員の一致により、決議したとのことです。

なお、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付価格が対象者株式の直近の市場価格より一定のディスカウントを行った価格であることに加え、本公開買付価格が、公開買付者、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2との間で決定されたものであること、後記「(6)上場廃止の有無」に記載のとおり、本公開買付けによっても対象者株式の東京証券取引所市場第一部における上場は維持される見込みであることを総合的に勘案し、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることが望ましいと判断し、その旨を審議及び決議に参加した取締役5名全員の一致により、決議したとのことです。

対象者取締役のうち三村智彦氏及び前野龍三氏は公開買付者と本応募契約を締結しているフェニックスファンド1及びフェニックスファンド2の業務執行組合員であるフェニックスの取締役を兼任しているため、また対象者取締役のうち大朮宗徳氏はGGC社の取締役(Director)を兼任しており、かつ、ギブソン・グループに属するGHJ合同会社の業務執行社員である公開買付者の職務執行者を兼任しているため、利益相反のおそれを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加せず、平成25年3月29日開催の対象者取締役会においては、三村智彦氏、前野龍三氏及び大朮宗徳氏を除く取締役全員が参加し、その全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行っているとのことです。

また対象者監査役のうち、平岡繁氏はフェニックスの常勤監査役を兼任していることから、利益相反のおそれを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には出席せず、当該取締役会には対象者の監査役2名(社外監査役1名を含みます。)が出席し、いずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べるとともに、本資本業務提携契約の締結に関しても異議がない旨の意見を述べているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、GH2、GGC社、公開買付者、対象者、フェニックス、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのこと。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによりその目的を達した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

(6) 上場廃止の有無

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場していますが、当社は対象者株式の過半数を取得して連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は157,500,000株（保有割合にして54.62%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後においても当社は対象者株式を最大157,500,000株（保有割合にして54.62%）保有することにとどまり、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における上場は維持される見込みです。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】**(1) 【買付け等の期間】****【届出当初の期間】**

買付け等の期間	平成25年4月1日（月曜日）から平成25年4月30日（火曜日）まで（21営業日）
公告日	平成25年4月1日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年5月15日（水曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 ベーカー・マッケンジー法律事務所

東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー28F

弁護士 谷田部 耕介

電話番号 03-6271-9900

確認受付時間 平日午前10時から午後5時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金31円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格について、本公開買付けの実施を公開買付者が決定した日の前営業日である平成25年3月28日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における普通取引終値56円を基準として、平成25年3月28日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の市場価格(いずれも普通取引終値の単純平均値で56円、54円及び41円)の推移も勘案して、フェニックスとの間で協議・交渉を行い、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2との間で、本応募契約において本公開買付価格を1株31円とすることに合意し、当該金額を本公開買付価格にしました。</p> <p>なお、本公開買付価格の算定にあたり、第三者機関の株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格である31円は、本公開買付けの実施を公開買付者が決定した日の前営業日である平成25年3月28日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における普通取引終値56円に対して44.64%、平成25年3月28日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値56円に対して44.64%、平成25年3月28日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値54円に対して42.59%、平成25年3月28日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値41円に対して24.39%のディスカウントを行った金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年3月29日の東京証券取引所市場第一部における普通取引終値58円に対して46.55%のディスカウントを行った金額となります。</p>

算定の経緯

対象者は、昭和28年8月に録音・再生電気音響機器の製造・販売を主たる事業として設立され、設立以来、「記録・再生技術」を強みとして、一般AV機器の「TEAC（ティアック）」ブランド製品や高級AV機器の「ESOTERIC（エソテリック）」ブランド製品、音楽制作オーディオ機器「TASCAM（タスカム）」ブランド製品の音響機器事業、航空機搭載用記録再生機器、計測機器、医用画像記録機器、光ディスクドライブ等からなる情報機器事業を展開しており、近年は主力事業である音楽制作オーディオ機器「TASCAM（タスカム）」ブランドの更なる成長加速を図っております。

これに対し、米国の楽器メーカーであるGGC社は、1894年の創業以来業務用音響機器やその付属製品のみならずアコースティック・ギター、エレクトリック・ギターをはじめとする高品質の楽器の製造・販売をしており、その製造技術、そしてGGC社の技術を集結して作られた楽器等は世界のミュージシャンに評価されており、ギブソン・グループのブランドである「GIBSON」「EPIPHONE」「MAESTRO」「KRAMER」「STEINBERGER」「SLINGERLAND」「TOBIAS」「FLATIRON」「DOBRO」「BALDWIN」「STANTON」「CERWIN-VEGA!」及び「KRK」は世界中の音楽愛好者に浸透しております。

このような状況において、ギブソン・グループは、平成24年9月にフェニックスからの提案を受けて、フェニックスとの間で、フェニックスが業務執行組合員であるフェニックスファンド1及びフェニックスファンド2の保有株式をギブソン・グループに対して譲渡することについて協議を開始いたしました。その後、ギブソン・グループに属する当社とフェニックスは、フェニックス保有株式の買取りについて協議・交渉を進めた結果、平成25年3月29日、当社とフェニックスファンド1及びフェニックスファンド2は、譲渡金額等の主要条件において合意し、本応募契約を締結することとなりました。

他方で、GGC社及び対象者は、GGC社の楽器製品の製造販売事業と対象者の音響機器事業との間の相乗効果の発揮を意図した業務提携に関する協議を開始いたしました。かかる検討の過程において、GGC社及び対象者は、GGC社による対象者の施設の視察及び複数回の協議を重ねた結果、GGC社及び対象者にて、販売、製品開発、サプライチェーンの統合等における連携を行うことにより両者の企業価値を最大化させることが可能であり、そのためにはGGC社と対象者の間の業務提携を行うとともに、対象者が、ギブソン・グループに属する当社の連結子会社となることにより、ギブソン・グループ及び対象者との間において資本提携関係を構築することが望ましいとの認識で一致したことから、当社は、平成25年3月29日に、GGC社及び対象者と本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けを実行することを決定しました。

公開買付者は、本公開買付価格について、本公開買付けの実施を公開買付者が決定した日の前営業日である平成25年3月28日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における普通取引終値56円を基準として、平成25年3月28日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の市場価格（いずれも普通取引終値の単純平均値で56円、54円及び41円）の推移も勘案して、フェニックスとの間で協議・交渉を行い、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2との間で、本応募契約において本公開買付価格を1株31円とすることに合意し、当該金額を本公開買付価格にしました。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
157,500,000 (株)	157,447,000 (株)	157,500,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(157,447,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(157,500,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買取ります。

(注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	157,500
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月1日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月1日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)	287,013
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a)/(j)(%)	54.62
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%)	54.62

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(157,500,000株)の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者の第65期第3四半期報告書(平成25年2月8日提出)に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の発行済株式総数(289,317,134株)から対象者が平成25年1月31日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数(981,511株)を控除した株式数(288,335,623株)に係る議決権の数(288,335個)を「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(j)」として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

外為法第27条第1項

公開買付者は、平成25年2月15日付で、外為法第27条第1項に従い、日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行いました。当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を、対象者の発行済株式の総数の10%以上取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は2週間（外為法第27条第2項、対内直接投資等に関する政令第10条第2号、対内直接投資等に関する命令第10条第2項第2号）に短縮され、平成25年3月1日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成25年3月1日

許可等の番号 J D 第318号

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してから受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要となります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面に住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注2）株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	4,882,500,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	25,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a)+(b)+(c)	4,910,500,000

(注1)「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けの買付予定数(157,500,000株)に1株当たりの本公開買付価格(31円)を乗じた金額です。

(注2)「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3)「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4)その他、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は公開買付終了後まで未確定です。

(注5)上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
	計			

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1				
2				
計（b）				

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計（c）			

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
GHJ合同会社からの出資金（注1、2）	2,500,000
ギブソン・ホールディングス 3・インク（Gibson Holdings 3, Inc.）からの出資金（注3、4、5、6）	3,301,200（注7）
計（d）	5,801,200（注7）

（注1）公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、出資証明書記載の条件に基づき、GHJ合同会社から25億円を上限として出資を行う用意がある旨の出資証明書を、平成25年3月28日付で受領しております。

（注2）GHJ合同会社は、上記出資を行うにあたり、株式会社東京スター銀行から最大25億円を借入れる予定です。GHJ合同会社は上記資金調達の裏付けとして、融資証明書記載の条件に基づき、株式会社東京スター銀行から25億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、平成25年3月28日付で受領しております。

（注3）公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、出資証明書記載の条件に基づき、ギブソン・ホールディングス 3・インク（Gibson Holdings 3, Inc.）から35百万米ドルを上限として出資を行う用意がある旨の出資証明書を、平成25年3月28日付で受領しております。

（注4）ギブソン・ホールディングス 3・インク（Gibson Holdings 3, Inc.）は、（注3）記載の金額の出資の裏付けとして、融資証明書記載の条件に基づき、GH2から35百万米ドルを上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、平成25年3月28日付で受領しております。

- (注5) GH2は、(注4)記載の金額の融資の裏付けとして、融資証明書記載の条件に基づき、GGCから15百万米ドルを上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、平成25年3月28日付で受領しております。加えて、GH2は、(注4)記載の金額の融資の裏付けとして、ジェファリーズ・ファイナンス・エルエルシー (JEFFERIES FINANCE LLC) から20百万米ドルを借入れる予定であり、かかる資金調達の裏付けとして、融資証明書記載の条件に基づき、ジェファリーズ・ファイナンス・エルエルシー (JEFFERIES FINANCE LLC) から、20百万米ドルを限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、平成25年3月28日付で受領しております。
- (注6) GGCは、(注5)記載の融資の裏付けとして、ジェファリーズ・ファイナンス・エルエルシー (JEFFERIES FINANCE LLC) から15百万米ドルを借入れる予定です。GGCは上記資金調達の裏付けとして、融資証明書記載の条件に基づき、ジェファリーズ・ファイナンス・エルエルシー (JEFFERIES FINANCE LLC) から、15百万米ドルを限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、平成25年3月28日付で受領しております。
- (注7) 35百万米ドルを、平成25年3月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した東京外国為替市場における対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=94.32円で換算しています。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

5,801,200千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年5月9日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成25年5月22日(水曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（157,447,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（157,500,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（1,000株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数。）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実と準じる事実として、以下の事項のいずれかに該当する場合はいいます。

対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）、

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月日	沿革
平成24年11月27日	商号をギブソン・ホールディングス・インク(Gibson Holdings, Inc.)、本店所在地をアメリカ合衆国 19808 デラウェア州、ニュー・キャッスル郡、ウィルミントン、スイート400、2711センターヴィル・ロード(2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, New Castle County, Delaware 19808 U.S.A)としてデラウェア州法に基づく会社として設立。

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

公開買付者は、世界各地でデラウェア州法に基づき設立された法人によるあらゆる合法的活動を行うことを目的とします。

(事業の内容)

対象者株式を取得及び保有することを主たる事業内容とします。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年4月1日現在

資本金の額	発行済株式の総数
10米ドル	100株

【大株主】

平成25年4月1日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式の数の 割合(%)
ギブソン・ホールディングス 4・インク(Gibson Holdings 4, Inc.)	アメリカ合衆国 19808 デラウェア州、ニュー・ キャッスル郡、ウィルミントン、スイート 400、2711センターヴィル・ロード(2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, New Castle County, Delaware 19808 U.S. A)	100	100
計		100	100

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年4月1日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
CEO兼ディレクター	-	ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ (Henry E. Juskiewicz)	昭和28年3月3日	昭和60年3月 Gibson Guitar Corp. チェアマン 平成4年1月 同社CEO (現任) 平成24年6月 当社ディレクター (現任)	-
プレジデント兼ディレクター	-	デビット・ベリーマン (David Berryman)	昭和27年1月7日	昭和60年3月 Gibson Guitar Corp. プレジデント	-
計					-

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成24年11月27日に設立された会社であり、本書提出日現在、設立後事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本資本業務提携契約

GGC社、当社及び対象者は、経営上のノウハウや資源を共有し、当事者間の提携を通じて国際競争力を向上させることにより、各当事者の企業価値を最大化させることを目的として、平成25年3月29日付で大要以下の内容の本資本業務提携契約を締結いたしました。公開買付者は、対象者株式会社について、現時点で東京証券取引所市場第一部における上場を維持する方針であり、対象者の株主の利益に資するため、対象者の企業価値を最大化することを目的として、対象者の経営が行われる方針であります。

イ 対象者の賛同等

対象者は、本公開買付けの開始が決定された場合、本公開買付けに賛同し（但し、本公開買付け価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることができる。）、当該賛同意見を公表するものとし、これを撤回又は変更しない。

ロ 業務提携

GGC社と対象者の主な提携内容は以下のとおりであり、その具体的内容は両者間で協議・検討を行うものとする。

- (イ) 販売の拡大に向けた両者の販売チャンネルの相互利用による世界的規模の販売活動に関する協力
- (ロ) 両者の成長に向けたアジア市場における販売の拡大に関する協力
- (ハ) 楽器、音楽制作オーディオ機器、一般AV機器、アプリケーションソフトのすべてが融合された製品群の共同開発
- (ニ) 両者のグローバルサプライチェーンの統合による効率化、収益率の向上

ハ 役員の派遣、重要事項等の協議方法

- (イ) 公開買付者は、本公開買付けが成立することを条件として、本公開買付けの期間満了日以降、公開買付者の指名者を、対象者の取締役候補者として指名することができる。但し、GGC社、公開買付者及び対象者は、対象者の全株主の利益に資するために対象者の企業価値を向上させることを考慮し、公開買付者の指名者の適切な人数について協議を行うとともに、適用法令に基づき対象者の取締役会の成立に必要な取締役の人数の配慮について協議を行う。
- (ロ) 対象者は、平成25年6月に開催予定の定時株主総会において、公開買付者の指名者を候補者とする取締役選任議案を上程するものとする。
- (ハ) 対象者は、定款の変更や新株発行等の一定の重要事項に関する提案を取締役に提出する前に、公開買付者の指名者に対して事前に通知を行い、協議を行う義務を負う。また、対象者は、対象者及びその関係会社の重要な業務決定等に関する提案を取締役会又は株主総会に提出する前に公開買付者の指名者と事前に協議するよう最善の努力をする。
- (ニ) 公開買付者の有する対象者株式の議決権が総議決権の3分の1を下回った場合には、対象者、GGC社及び公開買付者は、その後の公開買付者の対象者株式の保有状況に従い、本ハ「役員の派遣、重要事項等の協議方法」の(イ)乃至(ハ)の取扱いの見直しについて、協議を行う。

二 契約期間、終了事由

- (イ) 本公開買付けが平成25年4月30日までに開始されないときは、対象者、GGC社及び公開買付者が延期について合意しない限り、本資本業務提携契約は効力を失う。また、本公開買付けが平成25年6月7日までに成立しない場合には、対象者、GGC社及び公開買付者が延期について合意しない限り、本資本業務提携契約は直ちに終了する。
- (ロ) 当事者が、本資本業務提携契約に定められた表明保証又は義務について重大な違反をしたと判断された場合、又は悪意のある行為をした場合において、他方当事者から書面による通知を受けたにもかかわらず、相当期間内にこのような状況を是正しない場合には、他方当事者は、本資本業務提携契約を解除することができる。但し、いずれの当事者も、上記(イ)の場合を除き、本公開買付けの開始後には、本資本業務提携契約を解除することはできない。

(2) 対象者の意見表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年3月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて、慎重に協議、検討した結果、本公開買付けにより公開買付者がフェニックス保有株式を取得し、対象者が公開買付者の連結子会社となることは、短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、長期的な視点での事業運営が可能となり、対象者の経営安定に資すること、GGC社及び公開買付者との間で本資本業務提携契約を締結することによって、GGC社との業務提携に加え、ギブソン・グループに属する公開買付者の連結子会社となることを通じて、ギブソン・グループと強固な提携関係を構築できること等に鑑みると、対象者の事業基盤とブランド価値の強化及び事業拡大による企業価値の向上に資すると判断するとともに、対象者が公開買付者の連結子会社になった場合でも、公開買付者は対象者の普通株式の東京証券取引所第一部における上場を維持することを企図しており、本公開買付けにおいて、本公開買付けの買付予定数の上限が54.62%に抑えられていること、及び、対象者のすべての株主の利益のために企業価値を最大化させることを目的として対象者の経営が行われる方針であることについて、本資本業務提携契約において確認されており、対象者の公開買付者以外の株主の利益保護及びすべてのステークホルダーにも配慮した経営を行うことが可能と判断し、平成25年3月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及びGGC社、公開買付者及び対象者との間で本資本業務提携契約を締結することを、審議及び決議に参加した取締役5名全員の一致により、決議したとのことです。

なお、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付け価格が対象者株式の直近の市場価格より一定のディスカウントを行った価格であることに加え、本公開買付け価格が、公開買付者、フェニックスファンド1及びフェニックスファンド2との間で決定されたものであること、本公開買付けによっても対象者株式の東京証券取引所市場第一部における上場は維持される見込みであることを総合的に勘案し、本公開買付け価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることが望ましいと判断し、その旨を審議及び決議に参加した取締役5名全員の一致により、決議したとのことです。

対象者取締役のうち三村智彦氏及び前野龍三氏は公開買付者と本応募契約を締結しているフェニックスファンド1及びフェニックスファンド2の業務執行組員であるフェニックスの取締役を兼任しているため、また対象者取締役のうち大舘宗徳氏はGGC社の取締役(Director)を兼任しており、かつ、ギブソン・グループに属するGHJ合同会社の業務執行社員である公開買付者の職務執行者を兼任しているため、利益相反のおそれを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加せず、平成25年3月29日開催の対象者取締役会においては、三村智彦氏、前野龍三氏及び大舘宗徳氏を除く取締役全員が参加し、その全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行っているとのことです。

また対象者監査役のうち、平岡繁氏はフェニックスの常勤監査役を兼任していることから、利益相反のおそれを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には出席せず、当該取締役会には対象者の監査役2名(社外監査役1名を含みます。)が出席し、いずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べるとともに、本資本業務提携契約の締結に関しても異議がない旨の意見を述べているとのことです。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所市場第一部					
	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月
最高株価（円）	27	32	39	82	66	67
最低株価（円）	24	25	27	36	49	51

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第63期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月23日関東財務局長に提出

事業年度 第64期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月22日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月8日関東財務局長に提出

当該第3四半期報告書によれば、第64期有価証券報告書提出後、役員の変動があった旨の記載があり、当該内容は以下のとおりです。

役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (情報機器事業部長兼 情報機器営業部長)	取締役 (情報機器事業部長兼 情報機器営業部長兼開発部長)	吉田啓介	平成24年9月16日

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

ティアック株式会社

(東京都多摩市落合一丁目47番地)

5【その他】

対象者は、平成25年3月22日に「訴訟関連費用の発生および業績予想の修正に関するお知らせ」を東京証券取引所において公表しております。当該公表内容の概要は以下のとおりです。なお、以下の当該公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

平成25年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想（A）	24,500	900	450	350	1円21銭
今回修正予想（B）	22,200	600	300	0	0円0銭
増減額（B-A）	2,300	300	150	350	
増減率（％）	9.3	33.3	33.3	100.0	
（ご参考）前期実績 （平成24年3月期）	26,696	338	19	89	0円31銭